

令和4年度第3回 葉山町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時： 令和5年1月27日（金）午後1時30分～午後2時30分

場 所： 葉山町役場 3階 議会協議会室2

出席者： 委 員6人 （傍聴者0人）

1 開 会

会 長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員2分の1以上が出席のため本会議は成立

同第2条第3項の規定により、副会長の選任

同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出

2 議 題

（1）令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）について

（事務局）議題1について説明をいたします。

令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）については、来月の9日から開会される葉山町議会の第1回定例会に議案提出する予定となっておりますので、ご承知ください。

1 ページ目は総括表になりますが、後で説明させていただきますので、3 ページ目をご覧ください。

先に令和5年度の歳入歳出の詳細について説明させていただきます。

歳入の詳細について、歳入概要説明によりご説明します。

1 款 国民健康保険料、1 項 国民健康保険料、1 目 一般被保険者国民健康保険料は国保の保険料の予算になります。7 億 4231 万 3 千円にさせていただいておまして、今年度と比較して、6 万 6856 万 2 千円増となっております。

令和5年度における被保険者数は、前年よりも300人少ない7千人で見込んでおります。

予算増額の要因としましては、歳出において県事業費納付金の増額があるためでございます。個々の被保険者の保険料軽減のために、基金を繰り入れたり、その他一般会計繰入を増額したりしております。

2 目 退職被保険者等国民健康保険料。この退職被保険者制度は平成19年度をもって終了したものの、平成27年度まで経過措置があり、遡って退職被保険者になることがあるので科目だけ設定しており、6千円を予算計上させていただいております。

その下の2 款 使用料及び手数料は、納付証明とかの証明の手数料でございます。

その下の3 款 県支出金、1 項 県補助金、1 目 保険給付費等交付金は予算額として

は、23億4663万7千円を計上しておりまして今年度と比べて1億2838万7千円の増額となっております。増額の要因としましては保険給付費、主に医療費が上がった分になります。この分も県の支出金としていただくことができますので、医療費が上がった分こちらの交付金も増えたということになっております。

4ページをご覧ください。4款 財産収入ですが、国民健康保険事業運営基金の運用から生じる利子の収入でございます。

5款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金は、総計で3億6478万7千円、今年度と比べて3437万1千円の増となっております。保険基盤安定制度繰入金や、その他一般会計繰入金の増額によるもので、特にその他の一般会計繰入金を3千万円増やしまして、今年度においても1億円を繰り入れさせていただいてるんですが、来年度は1億3千万円とする予算となっております。

2項 基金繰入金、1目 国民健康保険事業運営基金繰入金は1億7千万円を予算として計上させていただきまして、今年度より1千万円多くなります。これも被保険者にとって前年度の保険料と激変しないように平準化を図るために、こちらの基金も充当させていただければと思っております。

続いて5ページをご覧ください。6款 繰越金、その下の7款 諸収入、3目 雑入までは記載の通りでございます。

6ページをご覧ください。8款 国庫支出金が新たな費目として歳入に入りました。

こちらは、国からの社会保障・税番号制度システム整備費等補助金と、出産育児一時金補助金の歳入を見込んだものとなっておりますが、まだ交付額が確定していないため、2千円で科目設定だけさせていただいているところでございます。

続いて7ページをご覧ください。こちらから歳出になります。歳出概要説明でお話しさせていただきます。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、一般事務や保険料の徴収強化に要する経費となります。

2目 連合会負担金につきましては国民健康保険団体連合会の事務運営に要する経費を負担するものでございます。

2項 運営協議会費、1目 運営協議会費につきましては、この協議会を運営させていただくための経費でございます。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費になりますが、19億9457万1千円を計上しております。

8ページ目をご覧ください。通常の医療費分になります。一般被保険者が保険証を使って、医療機関を利用した分の残りを公費負担する分となります。19億9457万1千円で見込ませていただきまして、今年度と比較すると1億491万円増となっております。被保険者数は減少しているんですが、コロナ禍の発熱外来、医療の高度化、診療報酬の値上がりなどが増額の要因になると推測しております。

2目 退職被保険者等療養給付費、これは退職被保険者の遡りによる給付対応のため科目設定だけをしておりますので、1万円で計上させていただいております。

3目 一般被保険者療養費につきまして、予算額としては1642万1千円。今年度と比べると162万5千円減となっております。被保者数の減少が、減額の要因となってい

ます。この療養費につきましては緊急的に保険証を持たずに受診した場合や、治療目的のための補装具、鍼灸、マッサージの費用のうち自己負担分を除いた額が対象となっております。

4 目 退職被保険者等療養費につきましては、これも遡り退職被保険者がでた場合のための科目設定で、1万円だけ予算化させていただいております。

5 目 審査支払手数料ですが、レセプトの審査などによる手数料でございます。次に9ページをご覧ください。

2 項 高額療養費、1 目 一般被保険者高額療養費は2億7577万6千円、今年度と比べると2614万2千円増となっております。こちらもコロナでの入院や医療の高度化でかなり高額療養費が伸びていることに伴う増額でございます。

2 目 退職被保険者等高額療養費も科目設定のための1万円の予算計上でございます。

3 目 一般被保険者高額介護合算療養費から10ページの上段の3項 移送費までは、記載の通りとなっております。

10 ページの中段やや上なんですけど、4 項 出産育児諸費 1 目 出産育児一時金についてですが、今まで1件42万円だったものを50万円に増額させていただいております。これは後程条例改正の中で説明させていただきますので、まず50万円になったことだけご承知ください。

2 目 支払手数料から一番下の傷病手当金までは記載の通りですのでご覧ください。

11 ページをご覧ください。

3 款 国民健康保険事業費納付金、1 項 医療給付費分、1 目 一般被保険者医療給付費分、こちらは予算額としては7億539万5千円でございます。

2 目 退職被保険者等医療給付費分は8千円で予算計上させていただいております。

2 項 後期高齢者支援金等分 1 目 一般被保険者後期高齢者支援金等分は2億7042万8千円を計上させていただいております。

2 目 退職被保険者等高齢者支援金等分も科目設定で1千円だけ上げさせていただいております。

3 項 介護給付金分になりますけど1億1845万6千円となっております。

以上の事業費納付金につきましては県の特別会計を運営していくために、市町村から事業費納付金として、県へ納付するものとなっております。今年度と比べて増額となっておりますが、その理由としては、県内全体の保険給付費が増えているということと、あと例年であれば事業費納付金を引き下げるために使っている県の基金を、来年度については活用できなかったということによるものでございます。

4 款 共同事業拠出金 1 項 共同事業拠出金、1 目 その他共同事業拠出金につきましては、退職被保険者のリストを作成するために、拠出金として1千円だけ設定させていただいております。

12 ページをご覧ください。

5 款 保健事業費につきましては、特定健康診査等事業と保健指導事業に伴う経費でございます。

特定健診の検診者数は前年度より若干少なくなる見込みではございますが、受診率向上に向けた取り組みとして町内外で施設を借り上げて集団健診をさせていただ

ておりまして、その数を3施設から4施設に、来年度増やしてやらせていただく予定でございます。

6 款 基金積立金や、その下の保険料還付金につきましては記載の通りでございます。歳入歳出の詳細は以上になります。

1 ページの総括表をご覧ください。今の説明をまとめたものが、総括表になります。歳入の内訳としましては、1 国民健康保険料については7億1522万1千円、今年度と比べて4146万4千円増の6.2%増となります。先ほどご説明した通り、増額の要因としましては、被保険者数は減少するものの、コロナの発熱外来とか医療の高度化とあともう一つ、先ほど申し上げた通り、県に納める県事業費納付金が増額したのが主な要因でございます。

3 県支出金につきましては、23億4663万7千円で、こちらも5.8%の伸びとなっております。やはり医療費が伸びると、この県支出金が多くなります。県からお金いただかないといけないものになります。

5 繰入金は5億3478万7千円、9%増となっております。要因は、保険基盤安定繰入金、国県からもらう繰入金と、あとその他の一般会計繰入金が増額したことが要因となっております。

8 国庫支出金は、新たに歳入になるものでございます。

歳出につきましては、1 総務費については人事異動に伴う給与費の減ということになっております。

2 保険給付費につきましては23億1417万7千円。こちらは1億2727万8千円、5.8%伸びているものでございます。

3 国民健康保険事業費納付金も同じように5.1%伸びているという感じになります。

6 基金積立金は1億3000万5千円なんですが、これは一般会計繰入金から1億3000万円いただいて3000万円増えたものとなっております。

次に、A3版の表とグラフをご覧くださいませ。

こちらは、前回の運営協議会の中で山本会長から過去5年間の資料が必要ではないかというご指摘をいただきまして、今回、予算に関しての令和元年度から令和5年度までの表を用意させていただきました。

1 枚目「参考 令和元年度～令和5年度 国民健康保険特別会計の推移」が総括表の5年分となっております。2 枚目がそれをグラフ化したものとなっております。グラフでは、数値が大きい項目の部分だけ表示させていただいております。項目によってはグラフに細かい線で表されるものや、線として表示できなかったものでございますのでご了承ください。

左側の歳入のグラフをご覧ください。

水色の国民健康保険料、グレーの県支出金、黄色の繰入金が、主な項目となっております。

保険料については令和元年度から令和3年度まで、個々の被保険者の負担を抑制するために料率を変えずにきました。その関係で、被保険者数の減少に伴い、保険料収入も減少しているというのがこのグラフで見ただけだと思います。その後、コロナ禍の影響から脱したということで、令和4年度から医療費の伸びに応じた料率に

変更したことから、保険料が増額になっているものになります。

繰入金につきましては、コロナ過での受診控えで歳出の保険給付費が低迷したことから、令和2年度に一度下がっておりますが、他と同様に増加している傾向となっております。

右側の歳出のグラフをご覧ください。

薄紫の総務費、黄色の保険給付費、グレーの事業費納付金、黄緑の基金積立金が主な項目となっております。総務費は人事異動に伴って増減しますが、保険給付費についてはコロナ禍における受診控えのために令和2年度から令和4年度までは低迷しておりましたが、令和5年度では、令和元年度を越えると見込んでいて、過去5年間の中では一番医療費がかかると見込んでいるものになっています。

あと、事業費納付金は令和2年度と令和3年度においては一度下がっていますが、それ以降はやはり増額してきております。

そして、積立金の額は歳入のその他一般会計繰入金と連動しております。同額の傾向となっております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

(会長) 説明ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

(委員) 3ページ目、徴収率が92%とは例年通りですか。

(事務局) 例年通りです。

(委員) 4ページ目、その他一般会計繰入金が1億3千万円で、昨年度と比べて3千万円増えたということですが、私の記憶ではいつも7千万円とか8千万円が町からの繰入金だったと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

(事務局) 委員がおっしゃる通り、令和3年度までは7千万円を繰入れてきましたが、令和4年度については3千万円上げていただいて1億円を繰り入れさせていただく予定になっております。

来年度もまた3千万円上げていただいて1億3千万円繰り入れていただくということで、予算の方を作らせていただいております。

(委員) この額は12ページの積立金と同じ額ですよ。1億3千万円ということですから。

(事務局) 一般会計繰入額と同じになります。

(委員) 9ページの高額療養費については、令和4年度からの推計なんだろうけれども、窓口での負担が高額になると、町の方から補助してくれる分ですよ。

(事務局) はい。今回ここで出させていたいただいているのは、過去の実績のうち3年間の実績から、来年度の予算を組ませていただいております。

各世帯の所得に応じた限度額がありまして、それを越えた分を高額療養費の予算の中からお支払いさせていただいているということになるのが、この部分になります。

(委員) 12ページの特設健診についてですが、令和4年度に比べて、令和5年度の予算額はだいぶ減っていますよね。これは何か理由があるのでしょうか。

(事務局) 健診の受診見込みを50人減らしております。国保の被保険者数自体が減少傾向にあります。その理由としては、団塊世代の方が国保から後期高齢者医療制度に移っ

てるというのが一つなんです、あと、社会保険に入りやすくなったということも原因となっております。受診見込もそれに合わせて、令和4年度に1800人だったものを令和5年度は50人減らした1750人にさせていただいております。

(委員) 予算額が12%減っていますが、令和4年度から令和5年度の保健事業費の中身をやりくりしたのでしょうか。

(事務局) 保健事業に関しては、そういうことではございません。

(委員) 特定健診事業の対象者は、1750人を予定してるということだけれども、被保険者の3割未満ですよ。結構多くいるんじゃないかと思うのですが。

(事務局) 市町村によってちょっと違いまして、大体3割弱です。

(委員) 葉山町は、令和4年度の実績は高いのでしょうか。

(事務局) 葉山は、県内でも高い方ではなく、27~28%ぐらいです。町としても、いろいろ努力はして健診を受けていただくつもりでおります。会場としては保健センターを主としておりますが、年1回は葉山港で健診をやらせてもらい、令和5年度は別にもう1ヶ所増やして健診をやらせてもらおうと予定しています。

(会長) ありがとうございます。他にございませんか。

(委員) 保険給付費についてですが、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5月から5類になるという話がありますが、そういう観点で来年度予算を見込まれているのでしょうか。

(事務局) 今委員がおっしゃったことは考えずに、今回予算計上させていただいております。5類になると言われながらも、いつから変更するかが分かっていたのがごく最近のことなので、今回そのことは一切考えておりません。

報道レベルでしか私たちも知り得ないんですが、5類になったとしても公費負担はある程度継続していくという話もあるので、例えば5月8日からというのは新聞に載っていましたが、5月8日以降も公費負担のやり方に関しては当面の間は変わらないものと考えています。もし公費負担でなくなってしまう場合は、今後逆に予算が余ってしまうことになってしまうかもしれないんですが、今のところは、その点は考えないで予算編成をさせていただいております。

(会長) よろしいでしょうか。

私から一つ、1ページ歳入の県支出金なんですけれども5.8%増えているということですよ。

これは、どうやってか計算してこの額になったんだと思うんですけれども、県がこの額通りに出すことは間違いないですか。

(事務局) 歳出の2 保険給付費、こちらがほぼ丸々もらえるようなイメージをしていただければと。

(会長) 県から文句をつけられて、県支出金が減らされるというようなことは例年あるんですか。

(事務局) それはありません。

それをちゃんと払っていただかないと、都道府県化にした意味がなくなってしまう。国民健康保険事業費納付金を各市町村から県が集めて、その納付金の中で都道府県化の市町村国保のやりくりをしているものになります。もし今会長がおっし

やったようなことがあると、都道府県化の意味がなくなってしまうところなので、県の方も考えていただいていると思います。

(会 長) なるほど。県の都合で削減されるということはないということですね。

(事務局) それは大丈夫です。ただ、県支出金で増えた分は、各市町村が県に払う事業費納付金が今後高くなってしまいうことにはなりません。

(会 長) 8 ページにある通り、予算は被保険者数が 7000 人で、世帯数は 4500 世帯ということを基準に算出されたということでしょうか。

(事務局) そうです。

(会 長) この被保険者数とか世帯数の変動はありますか。

(事務局) 少しずつ減っているのは間違いありません。平成 25 年度から少しずつですが、ずっと減り続けています。

(会 長) 葉山は住みやすいところで、人気があると聞いているのですが、加入者は増えないのですね。

(事務局) そう言って葉山に転入してきた方が、社会保険加入者である場合もあるので、自営業の方とかじゃなければ、国保には入っていただけないことになります。

(会 長) 他にございませんか。

それでは、ご異議はありますか。

お声がないので異議なしと認めます。

議題 1 の令和 5 年度国民健康保険特別会計予算（案）については 2 月 9 日、開催予定の葉山町議会第 1 回定例会に、議案 1 を提出します。

(2) 令和 4 年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について

(事務局) 議題 2 の令和 4 年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について説明させていただきます。これも審議していただいた後に 2 月 9 日の開会される葉山町議会第 1 回定例会に議案提出をする予定となっておりますので、ご承知ください。

説明の前に一言お詫び申し上げます。

付属説明書の歳出の概要の 3 ページ目の中段、2 款 保険給付 1 項 療養諸費、1 目 一般被保険者療養給付費の補正予算額なんですが、今、186,656 になっているんですが、186,686 に修正をお願いします。申し訳ございません。

それでは議題 2 の補正予算（案）の 1 ページ目にお戻りください。

1 款 国民健康保険料、1 項 国民健康保険料、1 目 一般被保険者国民健康保険料を 179 万円ほど減額させていただいております。これは、未就学児がいる国保世帯の未就学児分の均等割の保険料を半額にするということになっておりまして、その分を保険料から減額しているため、179 万保険料を減らさせていただいたものでございます。

3 款 県支出金と 5 款 繰入金は、繰入金の額の確定に伴う更正の増減の補正になりますので、ご覧の通りでございます。

3 ページ目をご覧ください。

歳出の概要になりますが、今回、歳出予算が不足する見込みがございまして、2 段目、

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費について医療費が不足する見込みになりましたので、当初予算を18億8965万8千円とさせていただいているんですが、1億8668万6千円ほど不足するという見込みになりましたので、ここを増額補正させていただくというのが一つ。

2款 保険給付費 2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費も、高額療養費が不足する見込みになりましたので、当初予算は2億4963万5千円あるんですが、7100万4千円不足するということになりましたので、増額させていただくものです。主にこの医療費と高額療養費の不足分を補正するのが、今回の令和4年度の補正予算になっております。

補正予算の説明は以上になります。

(会長) 今の説明についてご意見ございますか。

歳出の2項目については、当初で見込んだ分との違いが発生しているということですね。

(事務局) 現在11月分の支払いまでが終わったんですが、その時点でちょっと高くなる見込みになりましたので、今回この分だけ予算を増やさせていただいて、対応させていただければと考えております。

(会長) この件について何かございますか。

意義がないと認めます。

議題2の令和4年度国民健康保険特別会計補正予算(案)については承認するものとし、原案の通り、今年2月9日より、開催予定の葉山町議会第1回定例会に議案提案します。

それでは続いて、議題3の条例改正(案)について説明を頂戴します。

(3) 条例改正(案)について

(事務局) 葉山町国民健康保険条例の改正についてお話をさせていただきます。

国民健康保険法施行令の改正などに伴い、葉山町国民健康保険条例の改正を行うものでして、3点、改正する案になっております。

1点目は、国民健康保険料の限度額、これは後期高齢者支援金分の限度額の引き上げを行うものでございます。

国民健康保険では、黒ポチの医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分、この三つの保険料で、国民健康保険料の年額を定めさせていただいております。

それぞれ限度額があるんですが、幾ら所得があっても、医療保険分については65万しかとれないという制度になっておりまして、その中の後期高齢者支援金分というのは今現在限度額20万円なんですけど、それを22万円に、2万円ほど増額するという改正になっております。

2点目は、国民健康保険料の軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

昨今の物価高騰の動向を踏まえ、5割軽減の対象となる世帯の上限額を28万5千円から29万円にさせていただくものと、あと2割軽減の対象となる世帯の上限額を52万円から53万5千円に改めるものでございます。

これによって、5割軽減、2割軽減になれる世帯が増えやすくなるということになります。

3点目は、出産育児一時金の引き上げでございますが、令和4年度の出産費用の平均額の推計等を勘案して、42万円から50万円に改めるものでございます。

なお施行期日につきましてはいずれも令和5年4月1日、今年の4月1日とさせていただきます。

改正後の葉山国民健康保険条例の規定については、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については従前の例によるものでございます。

この三つの条例改正は、国による国民健康保険法の施行令の改正後に議案を提案する予定でございます。

以上で条例改正（案）について説明を終わらせていただきます。

（会長）ありがとうございました。

ただいまの説明に関してご質問、ご意見ございますか。

なければ、私から。

令和5年4月1日からこうなるということでしょうか。

（事務局）そうです。

（会長）この（1）の「高所得層の負担は変わらないが、中間所得層の負担が重くなり、中間所得層の負担軽減につなげることを目的に、限度額の引き上げを行う」とありますけれども、例えば事例を挙げていただけないでしょうか。どれくらいなのか。

（事務局）大体でいいですか。

（会長）大体でいいです。

（事務局）夫婦と子供2人の4人世帯で、収入が約800万円、所得が約610万円のご家庭の場合、医療分が大体36万円ぐらい、後期高齢者支援分が17万ぐらい、介護分が14万ぐらいで、大体年間の合計が68万ぐらいになると見込んでおります。

こういった中間所得層の世帯の保険料は、限度額に届いていません。今回この限度額の三つの合計を出すと、改正後だと104万円になるんです。

高額所得の方に対しては、104万以上は保険料を取ることができないんですが、限度額を変えずに保険料率とかを変えていくと、限度額に届かない中間所得層の方の保険料ばかり上がっていくことになります。

先ほど例示させていただいた中間所得層の方は、年間の保険料が68万ぐらいですが、全部の項目で限度額に届いていません。限度額に届くまでは、稼いで所得が幾ら増えても保険料はどんどん高くなることになります。

極端に所得が多くて、保険料額が限度額に達するような方は、限度額以上には保険料が上がらないために特に影響はないんですけど、限度額に届いてない方については、限度額に近づくとつれてどんどん保険料が上がってしまうので、こういう中間所得層の方たちを助けるために、ちょっと所得の多い方にご負担いただくという考えで、限度額を2万円上げたということです。

後期高齢者支援金分を上げたというのは、やはり後期高齢者医療制度にお金がかかっている分、国保加入者の方にも少しご負担いただくという観点と、その高所得層にもご負担いただくという観点で、今回上限額を上げたというふうに理解させてい

ただいております。

後期高齢者医療制度においても、保険料の限度額が 14 万、数年後に一気に限度額が上がる予定です。なので、負担感が増す方はいらっしゃるかと思います。

(委員) 去年の 10 月から窓口負担が、後期高齢者は 1 割から 2 割に上がりましたが、上げるのが少なすぎたということなんでしょうか。中間所得層の負担が増えたと思うのですが。

(事務局) 後期高齢者医療保険制度に関しては、去年の 10 月から 1 割 2 割 3 割と、窓口負担を 3 段階にさせてもらっていて、国保の方は特に負担割合が変わってないので、後期高齢者が 2 割負担区分を増やしたということは、その分、恐らくそうですね、もうちょっと必要っていうことから上げてるのかなということも推測されます。

(委員) ありがとうございます。

(会長) もう一つ三番の出産育児一時金の額ですけれども、これはだいたい 50 万円ですか。

(事務局) はい。

(会長) 予想としては、葉山町は、新生児をどれくらいで計算しているんですか。

(事務局) 国民健康保険加入者だけだと 30 人と見込んでおります。町全体としては、社会保険加入者とかいろいろな方がいらして、町全体の出生率はここ数年下がっていますが、たしか昨年度では 120 人台だったような記憶をしています。200 人以上の年もあったんですが、少しずつ下がってきているのは間違いないところです。

(委員) 葬祭費支給事業においては、亡くなる方は 45 人と見込んでいるということでしょうか。

(事務局) そうです。自然減で、亡くなられる方の方が多いので。

(委員) 今は、医療費は中学生まで無料ですか。

(事務局) 小児医療費に関しては中学生までとなっております。

(委員) 高校生までに引き上げるという話がありますか。

(事務局) それは、今は子ども育成課で検討している段階です。

(委員) 逗子市は引き上げると聞いていますが、葉山は検討中でしょうか。

(事務局) 今考えているところなので、今後、動きはあるかもしれないのですが、詳しくは把握できておりませんので、申し訳ありません。

(会長) 今逗子の人口は 6 万人くらいですか。

(事務局) 逗子は 6 万弱だと思います。

(会長) 逗子市の税収は相当いいのでしょうか。

(事務局) 鎌倉、逗子、葉山は、県内では多分いいのではないかと思います。

(会長) 分かりました。

それでは、ご異議はございませんか。

ご異議がないので、議題 3 の条例改正（案）については、承認することとして、国民健康保険法施行令の改正後に第 1 回議会定例会に議案提出します。

(4) その他について

(事務局) 次回協議会の開催を 5 月に予定させていただきたいと考えております。保険料率を

決めるのにお話をさせていただければと考えておりまして、日程につきましては後日改めて調整のご連絡をさせていただきます。

(会長) それでは、次回はだいたい5月で予定をしておいてください。それで意見はないということで、本日の議題についてはすべて終了しました。これをもちまして、葉山町国民健康保険運営協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。